（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（同一種類の有価証券等） **第十条の二**　令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。 一　転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。）　次に掲げる事項 ［イ・ロ　略］ ハ　転換により発行される優先出資（資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。ハ及び次号ロにおいて同じ。）一口の発行価額、優先出資に係る利益の配当及び残余財産の分配並びに優先出資の消却の方法（同号ロ及び第八号において「優先出資に係る利益の配当等」という。）の内容 ［二～六　略］ 七　優先出資証券（法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいう。）　優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剰余金の配当及び残余財産の分配並びに優先出資の消却の方法の内容 八　優先出資証券（法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券をいう。）　優先出資に係る利益の配当等の内容 ［九～三十三　略］ ［2・3　略］	四　優先出資証券　剰余金の配当、残余財産の分配及び優先出資法第十五条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法の内容が同一である優先出資証券ごとに、同法に規定する優先出資者名簿に記載され、又は記録された優先出資者の数 ［五・六　同上］
（同一種類の有価証券等） **第十条の二**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　転換により発行される優先出資（資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号及び次号において同じ。）一口の発行価額並びに優先出資に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法（同号において「優先出資に係る利益の配当等」という。）の内容 ［二～六　同上］ 七　優先出資証券（法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいう。）　優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び同法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法 八　優先出資証券（法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券をいう。以下この号において同じ。）　優先出資証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容 ［九～三十三　同上］ ［2・3　同上］	四　優先出資証券　剰余金の配当及び残余財産の分配並びに優先出資の消却の方法の内容が同一である優先出資証券ごとに、優先出資法に規定する優先出資者名簿に記載され、又は記録された優先出資者の数 ［五・六　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

備考　表中の［　］の記載は注記である。